

桑名藩の在地代官について

―近世前期から中期にかけて―

藤谷 彰

はじめに

本稿は、庄屋や有力百姓より取り立てられた代官、いわゆる在地代官について、一〇万石級の桑名藩での事例を取り上げ、その実態や意義を論究することを目的とする。

近世身分制を捉えるにあたり、いわゆる士農工商身分に該当しない身分の存在を身分的周縁としてとらえる研究が盛んとなっている^①。その中で身分的中間層として町人代官・在地代官・大庄屋などが注目され、さらには武家奉公人や郷土の問題もどう捉えるのかなど研究が行われている。この階層については、支配者と被支配者層との中間的な位置にあり、農政・武家軍役・行政官僚システムの欠を補うような層で、近世社会にとっては必要不可欠な存在であったことが実証されている。

ところで、在地代官については、畿内・近国の旗本領における在地代官の分析をした熊谷光子氏の先行研究がある。同氏は、在地代官とは、知行所の庄屋や有力農民が一時的に武士に取り立てられ、在地支配を行い、在地土豪の取り立てとは異なり、近世中期以降、とくに旗本知行所や大名領の飛地など小規模な所領で取り立てられた代官のことで、苗字帯刀許可、村の人別帳からの離脱、家中人別帳への登録が特色であるとした。そして、知行所の物成引請体制の中で、年貢収納、郷中政道、公用勤向の三つの職務があることを指摘し、畿内・近国における在地代官の位置づけを明らかにした^②。

その後、個別村を越えて知行所運営全体に携わった存在としての大庄

屋と在地代官との違いを明らかにし、大庄屋は農業経営に裏打ちされた経済力で郷（村）借を行い、立替えや資金の用立てをしたが、在地代官は農業経営から切り離された存在で、知行所への資金調達に関わるところでその力が発揮されたとの結論を導いた^③。さらに、在地代官の地域や村内での位置づけを明らかにする研究へと深化している^④。

本稿の事例である桑名藩は、一〇万石級の大名であり、熊谷氏の指摘する小規模な大名領でも飛地でもない地域に在地代官が存在しており、しかも、時期的にも近世前期から存在したことは、氏の指摘とは異なるところである。したがって、ここからは、氏の指摘とは異なる在地代官像を検出することができる可能性があり、仮にそうであったならば、一〇万石級大名領での在地代官の実態はどのようなものであったのかなど重要な意義を見出せる^⑤。

本稿では、一〇万石級大名であった桑名藩に存在した在地代官を素材に、その実態の解明、存在意義について論究し、桑名藩制の基礎的分析作業としたい。

第一章 桑名藩政と大庄屋の取立

本章では、在地代官の取立に関連する事項として、桑名藩の藩政及び大庄屋取立の状況について確認しておく。

第一節 近世前期～中期の桑名藩政

本節では在地代官の職務と関連する桑名藩の藩政、中でも前期、中期の農政についてその概況を押さえておこう。⁶⁾

桑名藩は慶長六（一六〇一）年に徳川家康の重臣であった本多忠勝が一〇万石で入封したところから始まる。その後、元和三（一六一七）年、家康の外戚大名として久松松平氏が入封し、さらに寛永十二（一六三五）年には、その一族であった松平定綱が入封して宝永七（一七一〇）年まで久松松平氏の支配は続く。その後、野村増右衛門事件という御家騒動をきっかけとして久松松平氏は越後国高田へと転封する。転封後には、奥平松平氏が入封し文政六（一八二三）年まで桑名藩支配を行う。そして、文政六年には、久松松平氏が再入封し幕末維新期を迎える。桑名藩はともに一〇万石級の家門大名が入封したが、ほかの譜代大名に比べると桑名での在地支配の期間が長いところが大きな特色である。

松平定綱は寛永十二年の桑名入封後、家臣団形成、農政整備を行い桑名藩の礎を築いた。特に農政に注目してみると、寛永～正保期にかけて村切り・検地を推し進め、その上で慶安期には財政基盤を固めるための年貢徴収制度の整備確立・新田開発を行った。⁷⁾しかし、子の定良の養子・定重時代には、延宝二（一六七四）年の不納、天和元（一六八一）年の桑名大風雨、元禄十四（一七〇一）年の桑名大火などの災害、宝永七年の損毛に見舞われることで幕府や商人達からの借用を重ねた。宝永七年には駿府御手伝普請の際に借用した金子が四万両余にもなっており、財政難に陥ったと推測される。特に年貢徴収に関して必ずしも成果があったとは言えないが、元禄十一年以降、年貢率の上昇による年貢増徴傾向が把握できる。⁸⁾

また、在地との関係に注目してみると、定綱時代の正保～慶安期にかけて切米取や現米取など小禄の取り立て、役方・側方の充実を図ったこ

とにより百姓身分の取立が行われた。そのことは「足輕之事、右者百姓之子共御吟味候而被抱一季居之訳ニ付妻持之事ハ無之」¹⁾と百姓を吟味の上、一年限で足輕に召し抱えることからわかる。現に村方に残された史料には、百姓が一年限で家中奉公人に取り立てられている事実も見られる。¹²⁾定重時代になり、さらに現米取・扶持米取が増加してきており、役方・側方への取立が見られる。¹³⁾このことと照応するように元禄期には百姓が家中中間として取り立てられている。¹⁴⁾このように、久松松平氏時代には、多くの百姓が足輕・中間などの家中奉公人として一年限で召し抱えられており、百姓から武士への身分移動が見られるのである。

宝永七年に入封した奥平松平氏は、七代、文政六年までその支配が続く。桑名入封以後、郡奉行・譜代代官支配のもと、在地より大庄屋を取り立てて年貢徴収など農政全般を管轄していたが、年貢徴収高の漸減により財政悪化、それへの対処として享保期には商人よりの金子を借用している。¹⁵⁾寛保元（一七四一）年、延享三（一七四六）年には農政に関する法令も出されている。¹⁶⁾また、宝暦期には藩財政不均衡による財政悪化の様相を呈する。この状況に対し、家中への借米、藩領村々への夫食下付、新規百姓取立、検見に実施による作柄把握などの施策を行い年貢量の確保に努めた。さらに寛政期以降、定書の発布、引高見直しを実施し、さらなる年貢増徴を推し進めた。¹⁷⁾

第二節 近世前期～中期の大庄屋取立

近世前期久松松平氏時代は、大庄屋制が導入されていたようであるが、詳細は不明である。¹⁸⁾史料的に裏付けられる時期は宝永七年の奥平松平氏時代からである（表1）。その時期については、千草村辻清大夫が宝永六年に在地代官に登用された後、久松松平氏の越後国高田への転封を機に千草村へ立ち帰り庄屋を務め、「享保十六亥年七月桑名御領大庄

表1. 近世中期大庄屋の就・退任表

大庄屋名	就任月	退任月	出身村	備考
【代官制度導入以前】（正徳元年～享保16年）				
辻 清太夫	享保16年 7 月		千草村	元文 3 年再任用か
富田嘉兵衛	元文 3 年 1 月	寛保元年	北五味塚村	三重郡筋支配
加藤所左衛門	元文 3 年 1 月	寛保元年		朝明郡筋
服部兵太夫	元文 3 年 1 月	寛保元年		
嶋田源右衛門	元文 3 年 1 月		(阿下喜村)	
西田金右衛門	元文 3 年 1 月	寛保元年	(戸津村)	桑名郡北筋支配
山下清左衛門	元文 3 年 1 月			
坂 太左衛門	元文 3 年 1 月		(天ヶ須賀村)	
片山平六	享保16年 7 月	明和 3 年	南福崎村	
伊藤四郎太夫	元文 3 年 1 月	寛保元年	上相場村	
天春文右衛門	元文 3 年 1 月	寛保元年	中野村	員弁郡南筋支配
木村平蔵	元文 3 年 1 月		(北大社村)	
片山又治郎	明和 3 年	寛政元年	南福崎村	片山平六死去につき大庄屋となる
【代官制度導入】（寛保元年 8 月～安永 6 年 2 月）				
松岡専八	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月		
水谷太兵衛	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月		
国保宗右衛門	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	小牧村	
豊田三郎右衛門	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	八王子村	
豊田三郎右衛門	天明元年 7 月	天明 2 年 7 月	八王子村	再任用
二井文五右衛門	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	笠田新田村	安永 9 年には代官として小沢孫左衛門の名が見られる
藤波六郎兵衛	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	永井村	
渡辺三郎右衛門	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	鼓村	
木村清太郎	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	(北大社村)	
藤田平左衛門	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	(大井田村)	
伊藤弥左衛門	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	西大鐘村	
富田嘉兵衛	安永 6 年 2 月	天明元年 6 月	北五味塚村	
【郷目付制度導入】（天明元年 6 月～天明 2 年 7 月）				
6 人(上記豊田三郎右衛門含む)	天明元年 7 月	天明 4 年 7 月		一郡一人ずつ
豊田嘉十郎	天明 2 年 7 月	天明 4 年 7 月	八王子村	豊田三郎右衛門子
辻 常右衛門	天明 2 年	天明 4 年 7 月	千草村	天明 4 年 7 月代官就任

「瀬木家記」（瀬木家文書）、「御用御触状留帳」（大塚家文書）、「先代より由緒書上」（『四日市市史』）、豊田家文書「勤書控」、「在中庄屋并大庄屋格其外御用懸覚帳」（辻家文書）等より作成。なお、出身村の（ ）は推定。

屋役二被 仰付三人扶持被下置候⁽¹⁹⁾とあるように、享保十六（一七三二）年からであり、その時に三人扶持を下付された。

また、南福岡村の片山平六も、享保四年に庄屋を仰せ付けられたが、「享保十六年御徒格二而三人扶持被下置、大庄屋被 仰付、其節御領分二而以上十式人被 仰付⁽²⁰⁾」と、享保十六年に大庄屋を仰せ付けられ、三人扶持を下付された。同年にはこの二人を含めて二人が大庄屋を仰せ付けられたことがわかる。したがって、奥平松平氏は、享保十六年に藩領内で二人の大庄屋を取立、それぞれに三人扶持を下付したと思われる。

また、元文五年には西田金右衛門は桑名郡北筋大庄屋、天春文右衛門は員弁郡南筋大庄屋、富田嘉兵衛は三重郡筋大庄屋を務めていた。⁽²¹⁾桑名藩では、桑名郡北筋・南筋、員弁郡北筋・南筋、朝明郡筋、三重郡筋の四郡六筋に分け、前述したように、大庄屋を一筋に二人ずつ配置した。⁽²²⁾

次章で検討するが、寛保元年に在地代官が取り立られた。在地代官の登用時期にも、大庄屋がいたことが次の史料で確認される。前述した南福岡村の片山平六の子である片山又治郎は、「明和三年々親平六相勤候通大庄屋役被 仰付、安永年中代々大庄屋家二被 仰付⁽²³⁾」と、明和三（一七六六）年から親の後を継いで大庄屋となり、安永年間にも代々大庄屋家を仰せ付けられている。

したがって、寛保元年の在地代官への一斉取立後、代官に取り立てられなかった者は、片山平六のように大庄屋として継続して任命されており、在地代官・大庄屋の併用期であった。そして、安永六（一七七七）年二月の在地代官の罷免後には、再度大庄屋制を採用し、藩代官の管轄の下に地方支配に関与させた。大庄屋に任命された者は、富田家を除き新たに任命された者がほとんどで、地方支配の刷新を図った。

天明二年の百姓一揆後には、大庄屋は一郡一人となり、天明四年以降は在地代官の登用に伴って「大庄屋格」という格式は散見されるが、大

庄屋としての職務は廃止されたようである。

第二章 在地代官の取立

第一節 近世前期の在地代官取立

久松松平氏時代の在地代官を時間軸・由緒別に沿って取り上げてみよう。この時期の在地代官は大きく二種類に分けられる。すなわち、土豪層と庄屋層からの取立である。

土豪層からの代官への取立事例として、茂福氏があげられる。由緒書⁽²⁴⁾によれば、茂福氏の先祖は茂福下総守という者で茂福村に居住していた。織田信長の家臣瀧川一益の計略で切腹をさせられたが、下総守には二歳になる男子がいた。その子は茂福村の林玄証という者に養育され、成人して養子となり林三郎左衛門と名乗った。三郎左衛門は、慶長五（一六〇〇）年に本多氏へ召し出され、姫路への転封にも供をしたが、その後、暇をもらって茂福村へ帰村した。松平隠岐守（久松松平氏）時代に三郎左衛門の忝小兵衛は召し出されて代官役を務めた。その子の与右衛門は松平定綱時代に召し出され代官役を仰せ付けられ、名を小兵衛と改めた。その後、五左衛門という者が林を茂福と申すように仰せ付けられた。五左衛門の忝彦五郎は勘定奉行を仰せ付けられ、その子小兵衛は城米奉行を務め、宝永七年の転封に伴いその職を退き、帰農したとなっている。なお、宝永期の代官取立時には、桑名城下元赤須賀中之町に屋敷を拝領している。

このことについて、寛永十九（一六四二）～正保二（一六四五）年の分限帳⁽²⁵⁾で確認すると、蜂屋弥兵衛・大西半兵衛相組の中に「地方式拾石林小兵衛」の名前が見え、由緒書の記述を裏付ける。慶安四（一六五一）年の分限帳⁽²⁷⁾にも一五〇石三雲文左衛門、一〇〇石萱嶋九郎兵衛、一〇〇石川合小左衛門などの譜代代官に混じって地方二〇石の林小兵衛の名が

見られる。また、貞享二（一六八五）年の分限帳⁽²⁸⁾では、下勘定として一〇石三人扶持を給され、持福村⁽²⁹⁾に居住していたことが記されている。元禄七（一六九四）年には、茂福五左衛門が朝明郡村々の耕作料借用にあたり代官として奥書を行っている。宝永二（一七〇五）年分限帳では、代官として一八石三人扶持が茂福彦五郎に給されている。さらに、宝永五年の藩役人から発せられた書状にも「各御代官所之内」とあり、当時茂福彦五郎が代官であったことがわかるし、同年の書状宛所に「御代官五人へ」とあるように茂福氏を含め五人の代官がいたことがわかる。⁽³¹⁾

次に庄屋層からの取立であるが、桑名藩の在地代官として恒常的に取り立てられるようになったのは天和期頃と推定される。天春家文書由緒書には「宝永已前松平越中守様御領分中、御代官相勤候者千草辻氏之様ニ相見江候」とあり、千草村の辻氏の代官の記述が見られ、それを裏付けるように辻家文書にも代官取立の記述が見られる。

〔史料二〕

辻市郎左衛門

一、天和年中松平越中守様御代官ニ被 召抱、朝明郡東富田村江罷越家屋敷拝領仕、千草村庄屋者二男久右衛門江譲り置拾三ケ年之間相勤、元禄七戌年御代官者嫡男喜兵衛江譲り置千草村江立帰り、元禄九子年五月十二日死去

とあり、市郎左衛門は代官に召し抱えられたことで東富田村に家屋敷を与えられ、そこで政務を行ったのである。その際に庄屋職を二男久右衛門に譲り、代官職を嫡子喜兵衛へ譲る元禄七年まで十三年間その職にあった。この市郎左衛門について、寛文十年の分限帳で確認すると八石二人扶持で手代となっている。また、貞享二年の分限帳では、代官として三〇俵三人扶持を給され、富田村に居住している。この年には、深谷部村に松田作右衛門（一〇〇石）、梅戸村には渡部作左衛門（七〇石）、

そして、福永村に加藤甚四郎、香取村に大平甚右衛門、楠村に林五左衛門、下相場村に伊藤孫左衛門、北大社村に中村清太夫、小向村に葛山六大夫、嶋田村に野村仁右衛門が代官として居住し、三〇俵三人扶持が給されている。

辻市郎左衛門より代官職を譲られた二男喜兵衛は元禄七（一六九四）年より十五年間東富田で代官を務めている。さらに、四男清太夫は元禄年中には庄屋を務めていたが、宝永六（一七〇九）年代官に召し出され、翌七年の越後国高田への転封にも従い、同年十月まで代官を続けている。その後、暇を乞い千草村へ帰村している。前述したように、享保十六（一七三一）年には桑名藩領で大庄屋を仰せ付けられ三人扶持を与えられた。⁽³⁶⁾ 辻家は天明期にも代官を仰せ付けられるが、それは後述する。ここからは在地代官は庄屋から取り立てられ、居村とは別に藩から家屋敷や扶持米を与えられ、代官職が世襲されていたことがわかる。

ところで、「天和年中」とはいつなのか。天和元（一六八一）年には大風雨による損毛のために家中物成半知、切米取の三分一引米、そして「御徒士其外御役人御手罷廻御中間御手前水主御厩之者或御合力扶持等被召放候分共百七十六人御暇⁽³⁷⁾」と下級役人の解雇を行った。また、天和元年の分限帳には辻市郎左衛門の名は見られず、貞享二年分限帳には見られる。さらに天和二年には、東富田村から辻市郎左衛門ほか三人に対し、宗旨改の一札が差し出されており、辻市郎左衛門が東富田村に居住した代官であったがゆえに、このような文書が残されたのであろう。⁽⁴⁰⁾ このことから、辻市郎左衛門の代官就任は、多くの役人が解雇された翌年、天和二年であったと考えられる。

元禄九年に郡代となった野村増右衛門家について見てみよう。⁽⁴¹⁾ 野村増右衛門は、宝永七年の転封の要因となった横領事件の中心人物であるが、彼の父野村仁右衛門は、もともと嶋田村に居住し、定綱時代の慶

安三年頃には手代として八石二人扶持で召し抱えられ⁽⁴²⁾、定重時代の寛文十年時点で八石三人扶持の代官となっている⁽⁴³⁾。その後加増され、貞享二年には三〇俵三人扶持となった⁽⁴⁴⁾。その子、増右衛門（当時は仁左衛門）は貞享二年時点で八石二人扶持郷手代を務めている。増右衛門自身はその後昇進し、郡代となり藩政改革を行った。

以上のように、前期の松平越中守時代の在地代官の取立は、土豪層よりの取立、庄屋層からの取立に分類され、前者は定綱時代には既に取り立てられ、後者は寛文期には一部の者が取り立てられてはいるが、天和元年の災害に起因する藩政改革により恒常的に取り立てられるようになったようである。その際には、居住地を離れ、家屋敷を拝領し、庄屋職を解任され武士身分となることで苗字帯刀、扶持米を給与された。この時期の代官には世襲化も見られる。

第二節 近世中期の在地代官の取立

近世中期奥平松平氏時代には、桑名藩では多くの在地代官が取り立てられた。「瀬木家記」⁽⁴⁵⁾によると、表2のようになる。これによれば、①寛保元（一七四一）年八月、安永六（一七七七）年二月、②天明四年七月、寛政二（一七九〇）年二月、③寛政二年以降文政期までの三つの時期が大きな画期であり、多くの在地代官が取り立てられた。

奥平松平氏の在地代官の取立は、天春家由緒書⁽⁴⁶⁾に「御譜代御代官御差止め、在中方文右衛門外六人始而御抱ニ相成申候」と寛保元年が最初であった。また「瀬木家記」の寛保元年八月の記事には「在代官被仰付、服部兵太夫・西田金右衛門・伊藤四郎太夫・天春文右衛門・加藤所左衛門・富田嘉兵衛・服部勘左衛門」とあり、由緒書を裏付けするものとなっている。

中野村天春家の場合、文右衛門など五代の当主が代官となっている。

寛保元年に代官に取り立てられた天春文右衛門は

〔史料二〕⁽⁴⁷⁾

寛保元酉八月 御代官ニ被召抱、員弁郡南筋支配被 仰付、御扶持方九人分被下置、席者御蔵役次キニ被 仰付候、尤在住居茂不勝手ニ付、一色町明屋敷被下置候

と、寛保元年に取り立てられ、員弁郡南筋を支配し、九人扶持を給された。居住地は一色町の明屋敷を拝領している。この文右衛門は、寛延元（一七四八）年に「在中御用掛」、同二年には「御勘定役格ニ而御代官座上」となり、宝暦六（一七五六）年には三重郡当分支配兼帯を仰せ付けられ、明和七（一七七〇）年に病死するまで三十年間代官を務めている。また、文右衛門は、延享三年の鍋坂新田開発にあたり、悴で庄屋であった四郎五郎からの願書の奥書を加藤所左衛門とともにに行っている⁽⁴⁸⁾。

文右衛門の養子であった天春文兵衛は、宝暦二年代官見習、明和七年跡目相続、安永二年には勤役中加扶持二人を給されている。同六年二月の切替につき代官役を免じられている。その後は代官格を仰せ付けられ一生二人扶持を下し置かれた⁽⁴⁹⁾。

北五味塚村の富田家の場合、前述したように五代目の富田嘉兵衛は寛保元年に在地代官として取り立てられた。翌二年七月には、家中の一員となったことで、宗門改帳を差し出した。嘉兵衛は妻、惣領忠大夫、忠大夫妻とともに、禪宗正覚寺の旦那となっている。合わせて召し使いも下大久保村から召し抱えている⁽⁵⁰⁾。また、六代目富田忠太夫の由緒には、^(松平下總守)「御先代様御時節郷御代官役相勤」と郷代官、すなわち在地代官を務めたことが記されている。また、忠太夫が安永二年時点で代官を務めたことは、八王子村に残る砂入絵図⁽⁵¹⁾に「御代官富田忠太夫殿」と見られることからわかる。

前期に代官に取り立てられた辻市郎左衛門家からは辻常右衛門が天明

表2. 近世中・後期在地代官の就・退任表

代官名	就任月	退任月	出身村	備考
【大庄屋制度導入】（享保16年～寛保元年8月）				
服部兵太夫	寛保元年8月	安永6年2月		
西田金右衛門	寛保元年8月	安永6年2月	（戸津村）	
伊藤四郎太夫	寛保元年8月	安永6年2月	上相場村	
天春文右衛門	寛保元年8月	明和7年8月	中野村（病死）	員弁郡南筋支配・宝暦6年三重郡当分支配兼帯
天春文兵衛	明和7年	安永6年2月	中野村（天春文右衛門養子）	員弁郡南筋支配
加藤所左衛門	寛保元年8月	安永6年2月		朝明郡筋
富田嘉兵衛	寛保元年8月		北五味塚村	三重郡支配
富田忠太夫		安永6年2月	北五味塚村（嘉兵衛物領）	三重郡支配
服部勘左衛門	寛保元年8月	安永6年2月		
伊藤新之助	延享3年	安永6年2月		
服部幸助	延享3年	安永6年2月		
【大庄屋制度再導入】（安永6年2月～天明元年6月）、【郷目付導入】（天明元年6月～天明2年7月）				
水谷佐太郎	天明4年7月	寛政2年2月		寛政5年再任用、退任時不明
水谷儀助	天明4年7月			
木村伴蔵	天明4年7月		（北大社村）	
辻 常右衛門	天明4年7月	文化2年7月	千草村	員弁郡南筋支配、病気により退任
伊藤弥左衛門	天明4年7月	寛政2年2月	西大鐘村	
近藤十左衛門	天明4年7月		東禅寺村	
豊田三郎右衛門	天明4年7月	寛政2年2月	八王子村	
木村伴右衛門	天明8年8月	寛政2年2月	（北大社村）	
片山又治郎	寛政元年	寛政7年	南福崎村	寛政2年取立も考えられる
日柴喜弥五郎兵衛	寛政2年2月	寛政3年2月	金井村	
天春四郎五郎	寛政3年8月	寛政4年	中野村	
豊田嘉十郎	寛政2年10月	寛政3年8月	八王子村	
豊田嘉十郎	寛政5年6月	文化12年2月	八王子村	再任用
瀬木長太夫	寛政4年10月	文化13年5月	高柳村	病気により退任
西田喜兵衛	享和2年2月		戸津村	
辻 津右衛門	文化2年8月		千草村	父、常右衛門死去により代官就任、員弁郡南筋支配
水谷太兵衛	文化4年7月			
西田内蔵次	文化11年9月		（戸津村）	
豊田茂十郎	文化12年8月	文政元年6月	八王子村	豊田三郎右衛門子
鈴木宇兵衛	文化13年7月	文政6年8月	田口新田村	
伊藤十太夫	文化13年7月	文政6年8月	（上相場村）	
天春九郎右衛門	文化14年8月	文政5年7月	中野村	
水谷佐太郎		文政6年8月		
片山八郎	文政4年9月	文政6年8月	南福崎村	
豊田定助	文政元年8月	文政6年8月	八王子村	豊田茂十郎子
河内七郎右衛門		文政6年8月		
近藤十五郎	文政6年4月	文政6年8月	（東禅寺村）	

「瀬木家記」（瀬木家文書）、「御用御触状留帳」（大塚家文書）、「先代より由緒書上」（『四日市市史』）、豊田家文書「勤書控」、「在中庄屋并大庄屋格其外御用懸覚帳」（辻家文書）等より作成。なお、出身村の（ ）は推定。

四年に代官に取り立てられている。⁽⁵³⁾ 常右衛門は、近世中後期の天明二年に大庄屋役を仰せ付けられ、同四年七月に大庄屋を差し許されたあと、すぐに代官に召し抱えられ、切米六石二人扶持を給付された。その後、文化二（一八〇五）年七月に差し許されるまで二十二年間代官を務めた。その子、津右衛門は、庄屋役等を経て、享和三（一八〇三）年十二月に代官見習に召し抱えられ、扶持方二人扶持を下されている。文化二年八月には、代官本役に仰せ付けられ、代官在職中は六石の扶持を給され、員弁郡南筋支配を仰せ付けられている。また、瀬木長太夫は、「寛政四子十月御代官与被召抱」^(文化三年五月)、「依病氣之願御代官御免」と寛政四（一七九二）文化十三年まで代官を務めた。

天明元（一七八一）年には、「同年在中切替有之、郷目付地方目付等被仰付」⁽⁵⁵⁾と、天明元年の農政の転換による郷目付・地方目付が配置されたが、この年の翌年に藩領内で百姓一揆が勃発し、この政策を推し進めた役人の処罰・罷免により、再度在地代官任命となった。それが同四年である。

また、天明四文化二年の家中分限を書き記した分限帳⁽⁵⁷⁾には、代官として「御譜代ハ三石ツ、御役料、郷中御代官ハ壹両御役料」と二種類の代官があり、一二名の代官が書き記されている。その中には、在地代官と推測される辻常右衛門・服部藤治・水谷佐太郎・近藤十左衛門・瀬木庄太夫・豊田嘉十郎の名が見られ、いずれも六石二人扶持を宛行われている。このことについては、寛政二年に

〔史料三〕

郷中取扱甚不締之儀共にて、庄屋手前諸入用訳不相立、不筋之入用共小前江割懸小前々々至而難洩及困究、自然と御用捨米相願候振合に成来候故、年々御收納高相減候事と相見候に付、郷中御切替御取
べり付候様に不致候而は不相成儀と申合、郡奉行不殘退役被 仰付、

大根田九郎右衛門・家所半太夫両人郡奉行被 仰付、是迄御代官郷中御抱之もの六人之処、御譜代之者六人被 仰付、一郡両人宛組合に被 仰付

とあり、村役人不埒による諸入用の増加が、小前百姓の困窮を招き、さらにそれが用捨米の願い上げ、収納米の減少とつながっていた。この事態に対応するため、郡奉行の更迭、在地代官六人に加えて譜代代官六人が任命され一二人となり、譜代代官と在地代官の二人の組み合わせで一郡支配を行ったのである。なお、寛政期以降に取り立てられた在地代官は、在地との癒着回避のためか、しばしば支配領域の交代が行われている。⁽⁵⁹⁾

このように、近世中期の奥平松平氏時代の桑名藩の在地代官の取立は、寛保元年が最初であり、その取立は大庄屋もしくは代官見習からの取立が通常であり、その場合、大庄屋職を辞め、代官に就任するという形を取り、その時点で武士身分へと身分上昇することになる。代官見習からの取立は、代官職の世襲を想定したものとなっており、天春家の場合、跡目相続を行っている。その後、安永六年の一斉罷免を経て天明四年までは置かれなかったが、それ以降は忍への転封があった文政六年までは継続して見られる。ただし、寛政二年以降は譜代代官との併用での取立であった。

なお、文政六（一八二三）年に久松松平氏が再入封するが、在地代官は置かれていない。⁽⁶⁰⁾ むしろ、忍へ転封した奥平松平氏は、この地域の一部四万四千石余の支配に家中から郡代を任命し、在地から取り立てた役人を配置したが、代官もその中に入るのかどうかは不詳で、これについては他日に期したい。⁽⁶¹⁾

第三節 寛政期の在地代官の罷免

桑名藩では、寛保元（一七四一）年、天明四（一七八四）年、寛政二（一七九〇）年に大庄屋や郷目付からの一斉取立が、安永六（一七七七）年、寛政二年、文政六年には代官の一斉罷免が見られる（表2）。これらの年限のうち、文政六年の罷免は転封が理由であるが、寛政二年を除き、そのほかの年はその理由が不詳である。前節でも少しふれたが、ここでは寛政二年の在地代官の罷免について「棚外不出」と題された家中資料^⑧を用いて検討を行う。

寛政元年から二年にかけての桑名藩の財政状況や農村の様子は、「勝手向追々不怪御六ヶ敷相成、旧臘ハいか様ニも御取仕出来不申」「先年方御家中半知之上三ヶ一御借増ニ相成」と、財政悪化のため知行半分カットが実施されている。

このような状況下では「先年方執政之面々不正不締之事共有之故、末々御役方迄右之風儀ニ相成」「村々庄屋共之内不埒之者とも有之、種々手段ヲ致し算用帳ヲ掠、私欲引負致し居候もの多分有之」と、家中風紀の乱れ、郷中庄屋の不正が蔓延していた。そして、追い打ちをかけるようにして、次のような不正が発覚した。

〔史料四〕

近來諸入用之外後割物と名付取集候金錢有之由、右者実々村方入用ニて者無之、御代官・庄屋手前江外々方被相頼候頼母子奉加金又者庄屋とも寄合酒食之入用、甚敷ニ至り候而者、遊興ニ遣候金子迄茂色々と名目ヲ付高割ニ致、小前江割懸候ニ付、右後割物年々ニ増長致し、小前必至難渋ニ相成候得とも、右後割物之儀者御抱御代官西大鐘村伊藤弥左衛門相勤候義ニ付、たまたま小前より申立候様子ニ見候得者、右之者ヲ公事工ミ致不宜ものと申立追放等ニ取扱候故、

小前ニ而者何事も得不申出此儘ニてハ追々村々亡消ニ及可申与相歎居候趣ニ相聞、誠ニ以不便千万之儀、且右之次第ニてハ段々御収納相減しいかかとも御取扱出来不申場江至り可申ニ付此所ニ而屹度取調付不申候而者不相成

とあり、諸入用のほかに後割物といった金錢や頼母子や奉加金として集めた金錢が寄合飲酒に使われ、これらの遊興の金子を高割にして小前に割懸けるようなことをし、小前は難渋していた。この後割の差配は在地代官である西大鐘村の伊藤弥左衛門が行い、不正を放置すれば、村々は滅び収納も減少するので調査しなければならないとしている。そして、

〔史料五〕

郷中御調之儀郡奉行計江申談、其以下御役人共江者不申聞、則亥正月廿七日御勘定役六人・御徒目付差添、御領分六郡江一ト手合宛俄ニ差遣し村々庄屋手前諸帳面不残取揚参候様申付遣し、夫々帳面取揚罷帰候

と、内密に郡奉行の指揮の下、勘定役人・徒目付が六郡へ遣わされ、村々庄屋の手元にある諸帳面を取り上げた。

在中用人や郡奉行が勘定所で村々庄屋の不正を吟味したところ、

〔史料六〕

兼々内聞之通不埒不筋之取扱致居候庄屋とも多分有之、且後割諸入用之儀者一向訳茂無之品々割懸有之候段、明白相分候ニ付、御抱御代官伊藤弥左衛門家財田畑取揚追放被仰付、其外不埒之庄屋とも罪之輕重ニ随イ御咎申付、尤小前之内ニも不埒之筋申出候者夫々御咎申付、御調品能相済候ニ付、御領分一統殊之外難有かり致安心候様子ニ相聞候

と、不正な事実が多分にあったことがわかった。そこで、在地代官で中心的な役割を果たしていた伊藤弥左衛門を家財田畑没収の上、追放の処

罰を行った。庄屋・小前についても処罰し、この事件が解決したことで村々の者は安心したとある。

この処罰後、藩は次のような対策を講じた。

〔史料七〕

已来村々諸入用ヲ初嚴重ニ取締を付、庄屋手前算用帳等随分能分り候様仕立可申旨、夫々御定書差出し、尚又此已後庄屋・御百姓和熟いたし農業相励候様ニとの義在中一統江被 仰出有之処、此度者格別之 御主意ニて御取扱有之事故、此方初懸り合御用人衆とも致巡在申渡可然ト申談し、則同年九月御領分不殘廻在致し申渡候

と、算用帳の整備、定書の發布、農業奨励、役人の廻村による申し渡しを九月までに行った。

以上のように、この時期、家中・村々の不正の上に、在地代官がその職権を乱用して村々の不正を増長するような行為を行っていた。この事態を收拾するために、諸帳面の徴収、事実確認、代官の罷免などの処分、さらには定書の發布や百姓への教諭を行い、綱紀肅正を図ったのである。

第三章 在地代官の職務

前章では前期から中期にかけての在地代官の取立の様相を見たが、この章では、在地代官の職務について検討してみたい。

第一節 近世前期久松平氏時代

茂福家は近世前期に代官を務めたことは前述のとおりであった。ここでは史料上の制約もあり、元禄く宝永期の茂福家の代官としての職務の一端を中心に紹介したい。⁽⁶⁵⁾

その職務は書状や通達から見ると、金子借用にあつての加判、村々の出高調査、耕作出精申付、免状下書發布にあつての支配下百姓の近国大名領の免状調査申付、高掛金上納指示と田地家財売買禁止申付、百姓衣類監視と不足米上納禁止申付、他領での金銀米借用返済と今後借用禁止申付、他領への諸色売り及び他領者居住禁止申渡、米買勘定所以外禁止、米払への金渡し禁止、新米他領持参禁止、領内薪他領売禁止、他領薪・干鰯の桑名表にての買い取り申付、などであつた。ここからは在地代官が家中と村々の仲介役として年貢徴収や米流通に関する事項等の通達を行い、農政全般に関与していることが把握できる。

また、庄屋からの取り立てられた辻家文書の中には、前述したように天和二（一六八二）年の東富田村から差し出された宗旨改⁽⁶⁶⁾があり、代官としての職務には、支配村落の百姓把握のための宗旨改の職務があつたこともわかる。

第二節 近世中期奥平松平氏時代

近世中期には桑名藩は藩領支配にあたり桑名郡を北筋・南筋、員弁郡を北筋・南筋、そして朝明郡、三重郡筋の六筋に分けていた。⁽⁶⁷⁾ 前述したように元文五（一七四〇）年以前は大庄屋を任命し支配にあたらせていたが、寛保元（一七四一）年に大庄屋を代官に任命し支配させた。このうち、天春家の支配領域は員弁郡南筋三〇か村であつた。

さて、天春文右衛門が在地代官であつたことは紹介したが、天春家文書中には、宝暦七年以降の在地代官就任期間に書き付けられたと考えられる「心得書」⁽⁶⁸⁾が残されている。それを一覧表にした（表3）。

一月から十月中旬までの記事で、それ以降の様子が書き記されていないため、その後の職務は不明である。しかし、ここからは代官としての職務の概要を把握することができる。

表3. 代官としての年間の職務一覧

番号	月日	事象
1	1月1日	登城、御礼申上
2	1月2日	留主年、村々庄屋共御礼に罷出候に付、御城へ罷出
3	1月3日	在城年、村々庄屋共御礼申候に付、御城へ罷出
4	1月4日	在城年、寺社御礼申上候に付、罷出
5	1月8日9日頃	村々庄屋共呼び寄せ、火の本・博奕等の法度背かざるよう申渡
6		前年御免定、極月に相渡し候者早春に写取、正月初寄合之節請取印形取
7		早春に村々より差出候願書受取置、17日、20日頃見合
8	1月11日	御役所出初扇子代金土蔵へ相納
9		自分并定附分共御扶持方相認、20日までに受け取らせ候町人方へ相渡
10	2月上旬	村々諸帳、新帳に相成候に付、取り集め吟味、村々米高相極受取帳相認
11	2月中	去々年分御脇米撰間米請取手形手合一紙相納、村々書付二月中に役所へ差出
12		1月10日頃までに村々樋方御普請願帳取目録相添、六組一緒に郡奉行へ差出
13	2月2日頃	定附中間御給金請取手形仲間分一緒に判取所へ差出
14		村々より夫喰願出候はは、仲間評議の上郡奉行へ申達
15		夫喰として麦・稗下し置かれ候節、当番より六手合割賦
16		村々請取帳相認印形取差出候様月番庄屋へ申付
17	2月中	御蔵々納米并大豆・麦・稗共書替取候様米払へ申付
18	3月中	御勘定目録取御算用仕立
19	勘定之節	村々茶延米拝借手形相認差出候様に月番庄屋へ申付
20	勘定之節	御膳米預手形差出候様申付
21	勘定之節	多度神馬米預手形差出候様申付
22	勘定之節	裏山定附中間御扶持方預手形取候
23		村々御普請帳目録相認御蔵へ書替、小物成手形共相揃、3月中勘定所へ差出
24		村々算用帳戻帳は奥書印形致し村々へ相渡
25	5月20日頃	夫金・草代取相納
26	5月中過	村々植田申付、植仕廻次第目録差出候様相触
27		植付延引の村へは、村中相煩候かその外差支筋有之は聞届
28	6月	村々宗門改の儀、仲間申合町奉行衆へ相對の上日限郡奉行へ申達
29	6月	村々茶延米代金取立、6月中2、3度相納
30		見送り御迎え庄屋并順番調べ役所へ書付出事
31	7月20日頃	村々茶代錢取立相納
32		御家中宗門改被仰付候得は、仲間分一緒に宗門方へ持たせ遣
33	7月中	麦納の割出候はは夫喰諸事差引いたし、米払へ相渡納さす
34	8月上旬	村々起方当年より御取付候分等帳面取集、目録相添勘定所へ差出
35	8月上旬	米払之儀村々庄屋相對の上相究、願書差出候様月番庄屋へ申付
36		新米納被仰付候得は、米拵縄俵并升目入念相納候様申触
37	8月彼岸過	村々立毛作見分相廻、収納方出精仕旨申渡
38	8月上旬	鉄砲証文相認、月番庄屋方へ相渡
39		無合附帳差出候節は村々吟味下役随分入念、帳面差出候様申付
40		検見御出在日限相知次第、休泊村々へ申触、并人足割庄屋申付
41		収納割の儀、仲間示談の上米高相究、書附六手合一緒に相窺候上、村々収納書相渡
42		凶年にて村々取劣難儀有之節は、検見過仲間申合郡奉行衆へ申達
43		収納割相渡候後、村々へ相廻、納方吟味申付
44		納米の儀、格別劣候之村々は、庄屋・役人呼寄吟味申付
45	10月20日時分	村々畑金并鉄砲役取立
46	10月中	村々御普請人足書附、樋方御役所へ引合、扶持米請取手形相認差出候様申付
47		引高・定納帳出候は早速村々へ申渡、即日御用番奉行衆へ相届

『四日市市史』第九卷、天春家文書「村役人の年中行事等心得書」。

その一つめは、家中の一員としての儀礼的な行事への参加である。正月元日から四日までは家中への年始挨拶まわり、大庄屋・庄屋・寺社等の年始挨拶への対応が行われている。二つめは、扶持取り扱いに関する職務であり、一月には自分や定附分共の扶持方認め、二月には定附中間給金請取手形差し出し、勘定の際の裏山定附中間扶持方預手形取りにすることが見られる。三つめは、宗門改に関する事で六月には支配村々の宗旨改、七月には自身を含めての家中の宗旨改に関するものである。四つめは、年貢割付・普請・救恤・夫金等徴収・立毛見分・検見・年貢徴収等、農政全般に関する職務であり、この項目が最も多く職務の中心であった。

中でも年貢割付・年貢徴収等の職務は大きなウエイトを占め、「心得書」には「收納割之儀、仲ま示談之上米高相究、書附六手合一所二相窺候上、村々收納書相渡可申事」と年貢勘定に際し、仲ま（在地代官）が相談し、米高を極め、その書付を六手（六筋）一所に相窺いの上、村層收納書渡すこととあり、在地代官が年貢割付に深く関与していたことが窺われる。それは、宝暦期に員弁郡南筋支配していた天春文右衛門に關しての史料でも確認される。⁽⁸⁸⁾ それには「十一月六日御免極参会ニ罷出候様」⁽⁸⁹⁾「十一月六日方郡奉行宅ニて参会、御目付衆沢但馬殿立合、六日、七日、九日、十日に相済、十一日ニ御伺申上是以相済申候」と免極（年貢割付）の寄合への参加の要請を受け、十一月六日より郡奉行沢井貞右衛門宅に寄合、目付沢但馬立合の上で、四日間にわたり免極を行い、十一日にお伺いを立て、終了したとある。

員弁郡南筋の代官を天明四（一七八四）年から務めた辻家には、年貢皆済目録に相当する「年貢米算用帳」や「中勘定目録」が残されている。⁽⁹⁰⁾ 寛政七年の中勘定目録は、当時員弁郡南筋代官であった辻常右衛門と譜代代官大熊芳之丞の二人が作成し、大根田九郎右衛門・家所寛兵

衛・長坂幾右衛門宛てとなっている。辻家の場合、譜代代官とともに員弁郡南筋村落から納入の年貢米を集約し、郡奉行への報告を行ったのである。

また、年貢皆済に関して、郡単位での在地代官の関与を辻家の例で紹介したが、在地代官は各村落へも「年貢納払方算用帳」と題された年貢皆済帳を発給、もしくはその奥書をしている。例えば、朝明郡の場合、加藤所左衛門、加藤甚助がその発給代官となり、取立の翌寛保二年から退役年の安永六年まで行っている。⁽⁹¹⁾

ところで、天春文右衛門の場合、代官在職中の宝暦六年東富田村の出入りに関与している。⁽⁹²⁾ 支配村落であった東富田村での庄屋の借金・藩よりの祝儀米・御救米等に関して庄屋と惣百姓との間で出入りが起こった。仲介役としてその処理にあたっていた天ヶ須か村庄屋・大矢知村庄屋の同席のもと、奉行衆の指示で天春文右衛門は内済を申し付けている。代官としての職務に村落出入りの内済処理があったことがわかる。

三重郡筋支配の富田忠太夫の場合、水害に際しての川切砂入場所の把握を行っている。⁽⁹³⁾ 安永二（一七七三）年六月に八王子村ほか三か村が六月三日・十九日の大雨により堤が切れ、田地への砂入が多かったため、忠太夫は、川切田地砂入箇所を書き記した絵図を差し上げるように申し渡したのである。そのため四か村が寄合、七月二十三日に認め、翌二十四日に差し上げたのである。

さて、こうしたことは、在地代官の職務遂行にあたって作成された引継書類からも看取される（表4）。天春家が安永六年の代官を引き継ぐ際に作成された史料には、安永五年の年貢米中勘定目録（十二月時点での勘定）、夫金・草代・茶代・鉄炮役・礼錢・渋柿・柿納の付加米の覚、支配村々の出人定法帳、高帳、助馬金、柴蒭割符帳、免定扣、小役銀割符帳、大豆・麦・稗通帳、納米蔵受取手形、市場村百姓訴状、先納金書

表4. 代官衆へ引き継ぎ帳簿類

番号	帳簿類名
1	助人足去年より当二月迄村々割控
2	梅戸三ヶ村井水年々 寄人足割書付
3	申年御膳米村々割
4	去年より当二月迄藁村々割付帳
5	去年苧柴割符帳
6	去年残り高帳
7	当二月中納り候縄之割符帳
8	出人定法帳
9	株番割符帳
10	助馬金村々割符帳
11	申年免定控帳
※番号1～11⇒2月16日に遣ス	
12	中勘定納目録并小役金銀目録共
13	小役金銀割符帳
14	御蔵通イ四蔵分大豆・麦・稗・通ひ共
15	御膳米粃御蔵納り受取手形
16	末年納米御蔵受取手形
17	酉ノ二月分先納金村々割符書付
18	高柳村御普請目録見書付
19	南大社村御百姓共訴状
20	市場村御百姓共訴状
21	馬場村御用地預り地割符帳
22	石樽北村御用地預り地割符帳
23	高柳村・大井田村御百姓極難渋のもの二・三人へ夫喰被下置書付
24	村々兼帯庄屋名前書付
※番号12～24⇒2月17日役所にて熊井勘兵衛殿へ相渡ス	
25	申ノ暮酉年分村々先納金割符帳
26	酉ノ年正月分先納金村々割符書付
27	末年御才覚金名前帳并申ノ利金相渡候書付村々名前受取帳
28	手錠壺羽かき共
29	大川通御普請人足御扶持方去年受取候分并去申ノ暮残り候分帳面
30	宗門御改寺院方印鑑呼出シ帳
31	宗門御改帳目録
32	宗門改之節村々庄屋役人名前帳
33	村々定納帳引高帳
※番号25～33⇒2月27日御代官役所にて御代官衆へ相渡ス	
34	(寛保元～3年の定納帳・引高帳)
35	(寛延元～3年の定納帳・引高帳)
36	(延享元～4年の定納帳・引高帳)
37	(宝暦元～13年の定納帳・引高帳)
38	(明和元～8年の定納帳・引高帳)
39	(安永元～5年の定納帳・引高帳)
※番号34～39⇒36年分の帳簿を渡し済	

『四日市市史』第九卷所収天春家文書「安永六年御代官衆へ相渡し候書付之覚帳写」。
1～33は資料通り、34～39は資料に即して標題をつけた。

付、宗門改帳目録、村々兼帯百姓名前帳、拝借米の覚、員弁郡南筋の安永五年の免定扣、大川通溜池普請人足覚帳などが見られ、前述したような職務の遂行を裏付ける。

以上のように、在地代官の職務は、家中の一員として、年貢割付・納入等年貢徴収に関する職務、宗門改に関する職務、村落からの願書や証文等への奥書、災害実態の把握や争論調停など広域的な行政に関する職務が中心であり、そのために多くの書類を作成した。これらはすべて郡奉行の支配下で遂行されたが、年貢徴収段階での職務は在地代官に年貢皆済帳を発給させるなど、代官の責任において実施されたのである。併せて家中の一員としての年始挨拶などの儀礼的な職務もあった。

おわりに ―藩での位置づけと意義―

最後に桑名藩での在地代官の藩での位置づけと存在意義に言及し、若干の課題を提示してまとめたい。

桑名藩での在地代官は、前期・中期とも・家屋敷・少ない扶持米を給され、代官取立とともに庄屋・大庄屋など百姓身分を離脱することで武士身分となり、家中の末端に位置づけられた。代官職は相続し世襲化の傾向も見られた。

桑名藩においての在地代官の取立は、前期は有力土豪層の懐柔、藩財政の軽減による家中役人の解任に伴うものであった。元禄期頃以降、特に近世中期にかけては、在地社会の変容に即座に対応でき、農政に精通した在地代官の存在が必要不可欠であった。藩は、身分的に在地と切り離された状況下、在地代官に農政の実務的・専門的な職務を家中の一員として遂行させ、農政運営の適正化及び財政削減を図ったのである。一方、近世後期には財政悪化や風紀の乱れなど藩政の弛緩に伴う不正が発生し、そこに在地代官が関与するような事態が発生した。藩では綱紀肅

正を行い、藩政改革を進める中で在地代官の罷免を行ったのである。

また、在地代官に登用された者から見た場合、在地代官は明らかに家中の立場から職務を遂行したことがうかがわれ、このことが身分上昇に対する意識の高揚をもたらしたと考えられる。村の宗門改については「村々宗門御改之儀、仲ま申合候而町奉行衆へ相對之上、日限郡奉行衆江可申達候事」と、仲まと申し合わせ町奉行衆へ相談の上、日限を郡奉行へ申し達すべき事と代官からの申し達しの形態を取っているのに対し、自身の宗門改は「御家中自分ハ一年置」と、家中にある自身は一年置きであるとしており、ここから自身が家中の一員であることの意識を読み取れるのである⁷⁶。ただし、この身分上昇は身分制社会を解体させることなく格式や序列を維持したまま行われたところに大きな特色がある。

こうした武士身分への上昇が客観的に在地を支配・指導できる立場を作り出し、それが本人・藩双方にとって職務遂行に有効に機能したのである。

大名領においては、熊谷氏の指摘にあるように畿内・近国での在地代官の職務などと共通するものが多い。大庄屋は一部扶持米が支給されるものの百姓身分として農村支配にあたり、在地代官は家中の一員として扶持米を給され、村の宗門改帳からの離脱、職務も下級藩士としての年貢割付・徴収など明らかに大庄屋とは立場が異なっていた。

一方で、大名領であるがゆえの相違点も見られる。畿内・近国とは異なり、在地代官が近世前期から取り立てられていることである。桑名藩の場合、前期の在地代官の取立は、有力土豪層、庄屋層であり、入封後の家中が在地に不案内の状況下にあつて、この階層は在地に精通した者、村落運営指導者層で、藩政整備、藩政運営にとって必要不可欠な存在であった。これらの階層を懐柔し、のちには藩財政軽減に伴い解任さ

れた家中役人の欠を補うという目的があった。

また、大名領での在地代官は、藩制の規制、いわゆる郡奉行支配下で職務を遂行した。裁量権が制限され、畿内・近国ほどにはなかったという点が畿内・近国の在地代官とは異なる。そのことは、在地代官が藩制の枠内での取立及び職務遂行が中心で、公用勤など他藩領とのつながりは見られない点からもわかる。とはいっても、在地代官が藩農政の中核を担う実務的役人であったことは間違いない。

ただ、ここで問題となるのが、譜代代官と在地代官との職務等の差異の問題、中期の大庄屋制の改廃についての問題、大庄屋と在地代官との職務の差異などである。また、社会的な要請がある中で後期にはなぜ在地代官を置かなかったのかなども不明である。これらの点については、後日に期したい。

註

- (1) 『身分的周縁』部落問題研究所、一九九四年。『シリーズ近世の身分的周縁』第一〜六巻、吉川弘文館、二〇〇〇年。
- (2) 熊谷光子「畿内・近国の旗本知行所と在地代官」(『日本史研究』四二八号、一九九八年)、のちに同『畿内・近国の旗本知行と在地代官』(清文堂出版、二〇一三年)。その他、在地代官を扱ったものとして『精華町史』本文編がある。
- (3) 熊谷光子「在地代官」(久留島浩編『支配を支える人々』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (4) 熊谷光子「畿内近国旗本知行所の在地代官と「村」・地域」(『歴史学研究』七五五、二〇〇一年)。同「摂津国川辺郡下坂部「村」と在地代官沢田家」(『地域史研究』第三三巻第二号、二〇〇四年)。
- (5) 在地代官ではないが、彦根藩領で町人身分の取立による「町人代官」

についての論考が渡辺恒一氏により提示されている(同「町人代官」(久留島浩編『支配を支える人々』吉川弘文館、二〇〇〇年)。武士身分以外からの取立の例として参考とした。なお、桑名藩の在地代官については、『藤原町史』などに在地代官の取り立ての記載はあるが、詳細には記述されていない。筆者は『三重県史』通史編近世1に桑名藩在地代官を取り上げたが、紙幅の関係もあり詳細に分析できていない部分もあり、今回の執筆のきっかけとなった。

- (6) 『桑名市史』本編、一九五九年。『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年。
- (7) 拙稿「近世前期における桑名藩の農政の一端」(『地方史研究』第二八七号、二〇〇〇年)。
- (8) 桑名市博物館寄託山田家文書「宝永七年十二月御借入金之事」。
- (9) 「桑名藩の貢租」(『四日市市史』通史編第十七巻、一九九九年)。桑名藩領小原一色村・六名村の年貢推移を分析したところ、この時期からの年貢率の上昇が確認される。拙稿「野村増右衛門像の再考」(『三重大学歴史研究会編『ふびと』第七〇号、二〇一九年)。
- (10) 拙稿「桑名藩における家臣団構造と形成過程」(『日本歴史』第六四七号、二〇〇二年)。
- (11) 桑名市立中央図書館所蔵秋山文庫「三和録」。
- (12) 天春家文書「正保四年中野村家人馬改帳控」(『四日市市史』第九巻史料編近世Ⅱ、一九九三年)。
- (13) 拙稿「桑名藩家臣団の構造と確立期の特徴」(『三重大学歴史研究会編『ふびと』第五四号、二〇〇二年)。
- (14) 天春家文書「元禄五、六年中野村御家中奉公人・作奉公人御改帳控」(『四日市市史』第九巻史料編近世Ⅱ、一九九三年)。
- (15) 桑名市博物館寄託山田家文書の中には、桑名藩御用商人であった

山田家から多額の金子を借用した際の証文が残されている。

- (16) 川瀬家文書「寛保元年の農政法令」、「(延享三年殿様代替わりの百姓への触)」、「『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年」。

- (17) 拙稿「近世中・後期の桑名藩年貢政策―奥平松平氏を中心に―」、『地方史研究』第三一二号、二〇〇四年。

- (18) 富田家文書「天保五年由緒書」に、「松平隠岐守様御時代大庄屋役相勤」「承応二巳年方寛文十戌年迄十七年之間大庄屋役相勤」と、富田家は近世前期に大庄屋を務めたとある。

- (19) 辻家文書「勤役起録」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

- (20) 片山家文書「由緒書」(『川越町所蔵 片山家文書目録』、二〇一七年)。

- (21) 桑名市博物館寄託「山田家文書」には、元文五年に米を藩より拝借しており、そこには各郡筋の大庄屋の署判がある。

- (22) 大庄屋については、「元文三年正月廿四日大庄屋被仰付御勘定所ニ而斎藤仁右衛門殿御申渡、伊藤市郎兵衛殿へ御礼ニ罷出候、尤一郡兩人宛被仰付候」と、元文三年に一二人が大庄屋役を一郡に二人ずつ仰せ付けられたことがわかる。さらに、安永六年二月の大庄屋については、表の松岡専八ほか一名、合計一二名の大庄屋の名前が見え、その人数から判断すると元文三年同様、一郡に二人ずつ配置されたようである。

- (23) 片山家文書「由緒書」(『川越町所蔵 片山家文書目録』、二〇一七年)。

- (24) 辻家文書「天明四年在中庄屋并大庄屋格其外御用懸覚帳」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

- (25) 茂福家文書「文政七年茂福村小兵衛由緒書上写」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

- (26) 桑名市博物館所蔵「寛永十九〇正保二年分限帳(四)」。

- (27) 同右「慶安四年分限帳(七)」。

- (28) 同右「貞享二年分限帳(八)」。

- (29) 茂福家文書「元禄七年朝明郡村々耕作料借用証文」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

- (30) 桑名市博物館所蔵「宝永二年分限帳(一一)」。

- (31) 茂福家文書「庄屋奢侈につき出口加平次・三輪六兵衛書状」「宝永五年幕府高掛り金につき渡部作左衛門書状」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。また、史料解説には代官茂福彦五郎に対して発給されたものとなっている。

- (32) 天春家文書「元治元年天春家先代よりの由緒書上控」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

- (33) 辻家文書「勤役起録」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

- (34) 桑名市博物館「寛文十年分限帳(二六)」。

- (35) 同右「貞享二年分限帳(八)」。

- (36) 辻家文書「勤役起録」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

- (37) 秋山文庫「前期の久松松平家譜」(『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年)。

- (38) 桑名市博物館「天和元年分限帳(一一)」。

- (39) 同右「貞享二年分限帳(八)」。

- (40) 辻家文書「天和二年宗門一札」(『菰野町史』上巻、一九八七年)。

- (41) 国立国会図書館所蔵デジタルアーカイブ「鶯宿雑記」所収「野村一件聞書写」。野村増右衛門については、拙稿「野村増右衛門像の再考」(『三重大学歴史研究会編『ふびと』第七〇号、二〇一九年)参照。

- (42) 桑名市博物館所蔵「慶安三〇四年分限帳(六)」。

- (43) 同右「寛文十年分限帳(二六)」。

- (44) 同右「貞享二年分限帳(八)」。

- (45) 高柳村庄屋であった瀬木家の家譜で、瀬木家での婚姻などの家内

行事のほか、居村であった高柳村を始め藩領内での事件や役人の任免に関する記事を多数書き記している。その成立は記述年次や内容から幕末期と推測される。

(46) 天春家文書「元治元年天春家先代よりの由緒書上控」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(47) 同右「元治元年天春家先代よりの由緒書上控」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(48) 同右「延享三年鍋坂新田開発証文および隣村への廻状」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。また、この新田開発願書は「四郎五郎名義ナレトモ天春文右衛門昌重ノ真筆」とあり、実際には文右衛門が認めたにもかかわらず、忤四郎五郎の名義としたのは、「御代官勤役中ニ付、忤四郎五郎名面ニ御座候」と、文右衛門が代官就任中であり、区別するためであった。

(49) 同右「元治元年天春家先代よりの由緒書上控」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(50) 三重県総合博物館寄託上條家文書「寛保二年御家中宗門御改旦那帳写」。

(51) 富田家文書「天保五年由緒書」。

(52) 豊田家文書「八王子・室山・西日野・東日野四力村砂入絵図控」(『四日市市史』第六卷史料編絵図、一九九二年)の絵図裏書。

(53) 辻家文書「享和三年勤書覚」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

(54) 瀬木家文書「覚書」。

(55) 『桑名藩家老加藤太郎右衛門包教の手記「梱外不出」』大泉古文書の会編(二〇〇四年)。適宜、原本にて照合を行った。

(56) 郷目付は、豊田三郎右衛門のようにもとは百姓身分で在地か

ら取り立られた役人である。

(57) 行田市郷土博物館寄託奥平家文書二九五「(分限帳)」。

(58) 大泉古文書の会編『桑名藩家老加藤太郎右衛門包教の手記「梱外不出」』(二〇〇四年)。適宜、原本にて照合を行った。

(59) 瀬木長太夫は寛政四年十一月に取り立てられて桑名郡北筋支配を任されて以降、寛政五年六月より朝明郡、同十二年九月より員弁郡南筋、文化三年六月より員弁郡北筋、享和元年九月より桑名郡南筋、文化四年七月より員弁郡北筋、同十年十二月より桑名郡北筋、同十一年九月より員弁郡南筋と、支配筋が変更されている。

(60) 文政六年以降は、郡代、代官、郷手代の階層があり、複雑な支配体系となっている。転封直後は勘定所から達が四郡代官へ、代官から村々へというルートで達せられている。しかし、時間を追って、通達は郡代から郷手代(三組)へ、郷手代から村々へのルートで伝達されるようになる。ただし、この代官は郡代支配管轄の家から取り立てられた代官で、在地代官ではなかった。また、郷手代も在地から取り立てたものではなかった。松平越中守家が転封を繰り返している途上で在地代官の取立が中止されたのである。ただ、幕末期になって在地代官ではないが、在中取締掛というような役職で在地の有力者の取立が行われていることは注目される。

(61) 「忍藩章解説」(『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年)は筆者が担当し、その中で郡代の下に在地で取り立てた役人を配置したとしたが、その詳細については検討中であり、他日に期したい。

(62) 『桑名藩家老加藤太郎右衛門包教の手記「梱外不出」』大泉古文書の会編(二〇〇四年)。適宜、原本にて照合を行った。

(63) 「寛政改革の定書」「寛政改革の村役人への定」「寛政改革の百姓への定」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)の発布は、いず

れも寛政三年九月となっており、「梱外不出」の記述と合致する。

(64) 寛政八年にも藩主の代替わりに百姓への教諭を行っている「藩主代替わりの百姓への教訓」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

(65) 茂福家文書(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(66) 辻家文書「天和二年宗門一札」(『孤野町史』上巻、一九八七年)。

(67) 近世中期以降は藩領二三四村を郡を単位として、北・南で分けて合計で六郡となるようにして支配を行った。天明四年の史料によると、桑名郡北筋は四二村、同郡南筋は三七村、員弁郡北筋は五三村、同郡南筋は三一村、朝明郡筋は三八村、三重郡筋は三六村となっている(辻家文書「天明四年在中庄屋并大庄屋格其外御用懸覚帳」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。ただし、この郡筋の村は時期により多少変更があったようである。

(68) 天春家文書「村役人の年中行事等心得書」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。この史料については、表題や史料解説には「村役人」とあるが、その内容を検討してみると、庄屋等の村役人の年中行事に関するものではなく、代官の職務に関するものであると考えられる。ただ、これが何の目的で、いつ作成されたのか等の詳細は不明である。

(69) 拙稿「近世中・後期の桑名藩年貢政策―奥平松平氏を中心に―」(『地方史研究』第三一二号、二〇〇四年)。

(70) 辻家文書「享和二年酉之御年貢米納払方御算用帳」「寛政七年卯御年貢米納払方中勘目録」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

(71) 大塚家文書「年貢算用帳」。朝明郡の場合は、このように年貢算用帳の発給は代官であったが、員弁郡北筋の場合、寛保二・安永六年は、村方からの差し出しに対し奥書を行う形態であった。しかし、その後、在地代官が発給する形となり、寛政二年以降は譜代代官との連署の

年貢算用帳となった。ここに年貢算用帳の発給権限は在地代官の裁量であったことが確認できる。

(72) 天春家文書「宝暦六年東富田村騒動につき庄屋覚」「宝暦六年東富田村出入につき諸事覚書帳」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(73) 豊田家文書「八王子・室山・西日野・東日野四カ村砂入絵図控」(『四日市市史』第六卷史料編絵図、一九九二年)の絵図裏書。

(74) 天春家文書「安永六年御代官衆へ相渡し候書付之覚帳写」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。なお、史料解説にはこの文書が天春家が桑名藩大庄屋として支配下の村々の書類を一括して代官所へ提出したときに作成されたものがあるが、実際には、この年の二月に代官を辞職していることから、この文書は代官として支配してきた村々の関係書類を譜代代官へ渡したものであるといえる。

(75) 同右「村役人の年中行事等心得書」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(76) 深谷克己氏は、その著書(『江戸時代の身分願望』吉川弘文館、二〇〇七年)の中で、近世社会は、より上位への「身上り」願望が立ち消えることがなかったということを指摘しており、笠原正夫氏は、紀州藩地士(郷士)の「仕官意識」(武家への登用願望)を指摘している(「湯橋吉良太夫里通の訴状一件」(『紀州藩の政治と社会』清文堂出版、二〇〇二年)。

〔付記〕

この論考作成にあたり、桑名市立中央図書館、桑名市博物館、三重県史編さん班、豊田宏次様をはじめとした資料所蔵者の皆さまに、資料の閲覧など多大なる便宜を図っていただいた。ここに記して感謝を表したい。